

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定により、下記事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的な評価の結果を公表します。

平成 27 年 11 月 18 日

愛知県知事 大村 秀章

## 特定事業（愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業）の選定について

### 1 事業内容

#### （１）事業名称

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業（以下「本事業」という。）

#### （２）事業に供される公共施設の種類

愛知県環境調査センター  
愛知県衛生研究所

#### （３）公共施設の管理者

愛知県知事 大村 秀章

#### （４）事業目的

愛知県環境調査センターは、本県の環境行政を科学的・技術的に支える調査・研究機関として、県民の健康と生活環境を守り、県土の良好な環境を確保するための分析・検査、調査・研究を行っています。また、愛知県衛生研究所は、本県の公衆衛生に関する科学的・技術的中核機関として、感染症・食中毒などの健康危機対応を始め食品・水道水・医薬品の安全に関する試験検査研究、感染症発生動向調査や疫学情報の提供・解析などを行っています。

この愛知県環境調査センターと愛知県衛生研究所は、名古屋市北区に所在し、昭和 47 年 3 月に竣工された施設を左右に分けて使用していますが、竣工後約 43 年が経過し、老朽化が著しく、速やかな建替えが必要な状況にあります。

こうした中、県では第 4 次愛知県環境基本計画を策定し、県民生活の基盤となる「安全で快適な暮らし」を確保しつつ、経済・産業活動に常に環境配慮の視点が組み込まれる「環境と経済の調和」のさらなる進展が図られた地域づくり、県民みんなが「環境への負荷を減らす行動」をする地域づくりを進めることで、「県民みんなが未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現を目指すこととしています。

これらのことを踏まえて、今回の愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所の建替えにあたっては、次の 3 点の基本方針を定め建替えを行うこととしました。

- ・本県の環境行政、衛生行政における拠点施設の機能維持
- ・環境首都あいちにふさわしい全国モデルとなる新エネ・省エネ施設

・県民に親しみを持ってもらえる施設

また、愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所を整備する手法として、民間のノウハウや技術力を活用するPFIを導入することとし、建設と維持管理を一体として行なうことによるトータルコストの削減、サービス水準の向上等が図られるなどの効果が期待されます。

## (5) 事業概要

### ア 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに施設の設計、建設を行った後、県に施設の所有権を移転し、事業契約書に示される内容の維持管理業務を行う方式（BTO (Build Transfer Operate)）により実施することとします。

なお、BTO方式の対象となる施設とは、事業者が建替え及び新設を行う施設であり、建替えを行わない既設の施設については、事業契約書に示される内容の維持管理業務を行うこととします。

### イ 本事業の対象となる施設

本事業の対象となる施設は下記の施設及び外構施設となります。

なお、建替え及び新設を行う施設を「新施設」と呼称し、新施設、既設施設及び外構施設を含む事業実施敷地全体を総称して「本施設」と呼称します。

施設名称	建設の内容
本館・研究棟	建替え
車庫	建替え(2棟)(外構工事に合わせて整備)
愛知水と緑の公社	既設のまま
R I 排水処理棟	撤去
排水処理棟 1	建替え、排水処理棟(1棟)に集約
排水処理棟 2	
血清情報管理室(渡り廊下含む)	建替え、本館・研究棟に集約
動物舎棟	既設のまま
危険物倉庫棟	既設のまま
高分解能質量分析室	既設のまま
ガスガバナード	既設のまま
騒音振動棟	既設のまま
廃棄物庫	新設(外構工事に合わせて整備)
特定屋内貯蔵所	新設
受水槽ポンプ室	新設
駐輪場	新設(2棟)(外構工事に合わせて整備)
通路庇	新設(外構工事に合わせて整備)

### ウ 事業範囲

事業者が実施する事業範囲は下記のとおりとします。

(ア) 本施設の設計及び建設(既設施設及び外構施設の解体・撤去並びに外構工事を含む)。

以下同じ。)

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設工事
- ・ 周辺家屋影響調査業務及びその対策業務
- ・ 電波障害調査業務及びその対策業務
- ・ 各種申請等の業務
- ・ 施設に付随する備品（以下「施設備品」という。）調達業務
- ・ 施設の引渡し

(イ) 本施設の維持管理

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 施設備品保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 保安警備業務
- ・ 植栽維持管理業務
- ・ 外構施設保守管理業務

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、平成28年10月から平成46年3月までの17.5年間（設計・建設期間2.5年間、維持管理期間15年間）とします。

なお、設計・建設期間は、新施設の供用開始までの期間であり、供用開始後、一部既施設及び外構施設の解体・撤去並びに外構工事を行うことを想定しています。

また、県が直接行う施設備品以外の備品等の設置、移設や展示業務のため、県は、平成31年1月末には、新施設の引渡しを受けるものとします。

(7) 事業スケジュール（予定）

ア 事業契約の締結	平成28年10月
イ 設計・新施設の建設期間	平成28年10月～平成31年3月（2.5年間）
※新施設の引渡し	平成31年1月末
ウ 新施設の供用開始	平成31年4月
エ 維持管理期間	平成31年4月～平成46年3月（15年間）
オ 一部既施設及び外構施設の解体・撤去並びに外構工事	平成31年3月～平成31年11月
※外構施設及び外構工事と合わせて整備する新施設の引渡し	平成31年12月

(8) 事業者の収入に関する事項

県は、事業者が、県の示す業務要求水準を満たして本施設を常に適正な利用が可能な状態とするために必要な設計、建設及び維持管理を行う対価として次に掲げるサービス購入料（消費税及び地方消費税を含む。）を支払います。

#### **ア 設計・建設に係るサービス購入料**

県は、上記（５）ウに掲げる（ア）に係る対価（県が一括払いを行うまでに必要な資金の調達に係る金利を含む。）として、施設完成後、県に引き渡される際に、一括して支払います。一括払いのうち、新施設に係る対価については新施設が県に引き渡される際に、一部既設施設及び外構施設の解体・撤去並びに外構工事に係る対価については外構施設が県に引き渡される際に支払います。

また、平成 31 年 1 月末（予定）の新施設の引渡しから平成 31 年 4 月（予定）の供用開始までの維持管理に係る対価については、当該業務終了後に、一括して支払います。

#### **イ 維持管理に係るサービス購入料**

県は、上記（５）ウに掲げる（イ）に係る対価として、毎年度サービス購入料を支払います。

## 2 県が直接実施する場合とPFI事業で実施する場合の評価

### (1) 評価の方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針」及び愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業実施方針に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による県の財政負担額の定量的評価及びPFI事業で実施することによるサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うこととします。

### (2) 定量的評価

本事業を県が直接実施した場合とPFI事業により実施した場合それぞれの事業期間全体を通じた県の財政負担額を比較するにあたり、次のように前提条件を設定しました。

なお、これら前提条件は、県が独自に設定したものであり、応募者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもありません。

#### ア 前提条件

	県が直接実施する場合	PFI事業により実施する場合
財政負担額の主な内訳	①設計・建設に係る費用 ・解体費 ・設計費 ・建設費 ・施設に付随する備品費 ②維持管理に係る費用 ・施設管理費 ・修繕費 ③起債の支払利息	①県からのサービス購入料 ・設計・建設業務に係る対価 ・維持管理業務に係る対価 ②起債の支払利息 ③アドバイザー費 等
事業期間	17.5年間	
設計・建設に関する費用	基本設計をもととした積算等に基づき設定。	設計・建設の一括発注及び民間事業者の創意工夫等により、県が直接実施する場合と比較して一定割合の縮減が実現するものとして設定。
維持管理に関する費用	県の実績等を勘案して設定。	設計・建設・維持管理の一括発注及び民間事業者の創意工夫等により、県が直接実施する場合と比較して、一定割合の縮減が実現するものとして設定。
資金調達に関する事項	<県の資金調達> ・起債	<事業者の資金調達> ・県からのサービス購入料 ・自己資金(資本金)
共通条件	割引率 1.916%, 物価上昇率 0%	

#### イ 算定方法

上記の前提条件を基に、県が直接実施した場合の県の財政負担額とPFI事業により実施する場合の県の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算しました。

## ウ 評価結果

算定結果により、県の財政負担額を比較したところ、本事業を県が直接実施した場合に比べて、P F I 事業により実施する場合は、事業期間中の県の財政負担額が、約 7 % 削減することが見込まれます。

## (3) 定性的評価

本事業を P F I 事業により実施した場合、上記のような定量的な効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できます。

### ア 施設整備・維持管理の効率的な実施

施設の解体、設計、建設と維持管理を一括して発注することによって、維持管理に配慮した効率的、機能的な施設整備が期待できます。また、複数の維持管理業務を一体化し連携させることで、業務の執行体制の再構築を図ることにより、効率的な維持管理の実施が期待できます。

### イ 良好なサービスの提供

P F I 事業で実施する場合、維持管理業務を長期契約とすることで、事業者には各業務に係る知見や経験が蓄積され、事業者のノウハウや創意工夫等を最大限発揮することによって、施設利用者のニーズに対応した良好なサービスの提供が期待できます。

### ウ Z E B の実現

P F I 事業で実施する場合、設計、建設から維持管理までの一貫した体制の採用により、事業者が持つ Z E B に関する専門知識や技術力の連携が図られるとともに、Z E B の目標達成に向けた継続的・総合的な取組が可能となり、Z E B の実現が期待できます。

## (4) 総合評価

本事業を P F I 事業として実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用することで、県が直接実施した場合に比べ、約 7 % の県財政負担額の削減という定量的な効果が見込まれるとともに、施設整備・維持管理の効率的な実施、施設利用者のニーズに対応した良好なサービスの提供や Z E B の実現などの定性的な効果も期待できます。

以上により、本事業を P F I 事業として実施することが適当であると認められるため、ここに P F I 法第 7 条に基づく特定事業として選定します。